

【ABC 消費者情報 Vol. 45】

■大学生を狙うマルチ商法

友人・知人の紹介で高額な投資用教材DVDを契約した結果、多額のローンを組むことになったという相談が全国的に寄せられています。

■事例

○友人から誘われて行った投資の勉強会で、高額な投資用教材DVDの購入を勧められた。「学生でお金がない」と言ったら、その場で学生ローンを紹介され、さらに「他の人を勧誘すれば紹介料でローンも返済できる」と言われた。

■アドバイス

○友人からの誘いであっても、安易に応じないことです。その契約が自分にとって本当に必要なものなのかよく考えてみましょう。

○学生ローンは一般的に高金利のため、返済が困難になり、多額の借金を抱えてしまう恐れがあります。

○紹介料欲しさに友人を紹介してしまうと、その友人も借金を抱えることとなり、大切な人間関係を壊してしまうことがあります。

○クーリング・オフできる場合もあります。早めに消費生活センターへ相談しましょう。

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611